

各指定居宅サービス事業者・各指定介護予防サービス事業者
（介護職員処遇改善加算対象サービス種別に限る。）・
各指定介護老人福祉施設開設者・各介護老人保健施設開設者・
各指定介護療養型医療施設開設者・介護医療院開設者（横浜市、
川崎市、相模原市及び横須賀市が所管する事業者を除く。） } 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長

令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算実績報告書の
提出について（通知）

神奈川県が所管する指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）のうち介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（以下「加算」という。）の支払を受けた介護サービス事業者は、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告する必要がありますので、令和2年度実績についても下記のとおり報告してください。

報告に当たっては留意事項をよく確認していただくようお願いします。

1 根拠規定等

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (2) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (3) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (4) 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
- (5) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知）

2 提出様式等

(1) 提出様式

令和2年度介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書
（別紙様式3-1）（別紙様式3-2）

(2) 提出様式掲載場所

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19>

ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」

→事業者

→ライブラリ（書式／通知）

→0. 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算

→令和2年度介護職員処遇改善加算の実績報告について

3 提出期限

令和3年7月31日（土）

- ※ 事業年度とは、4月から翌年3月までをいい、加算を算定した月（サービス提供月）を基本とします。加算の支払を受けた月ではありません。
- ※ 介護職員処遇改善計画に位置付けられた事業所等が年度途中に全て廃止された場合には、上記にかかわらず、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日が提出期限となります。

4 提出方法

郵送

5 提出先

郵便番号 231-8588（所在地の記載は省略できます。）

神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課 介護職員処遇改善 係

6 留意事項

- (1) 控（コピー）を取り、事業所・施設で保管してください。
- (2) 介護職員処遇改善加算総額については、神奈川県国民健康保険団体連合会から月別に提供される「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」を参考とし、利用者負担分及び区分支給限度基準額を超えた分を含めて算出してください。
- (3) 介護職員処遇改善計画書を作成し介護職員に周知することが算定要件となっていることから、賃金改善実施期間は、当該計画書に記載された内容と同一の期間を記載してください。原則として、加算の算定基礎となるサービス提供が行われた期間（令和2年度の場合、令和2年4月～令和3年3月）となります。ただし、「介護職員処遇改善交付金による賃金改善実施期間と重複しないようにするため」、「介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間中に加算額を上回る賃金改善ができなかったため」等の理由がある場合は、この限りではありません。なお、労使間の透明性の確保の観点から、こうした場合においても全ての介護職員にその内容が周知されていることが必要となります。
- (4) この報告は各指定権者あてに行うこととなっています。指定権者である他の都道府県又は市町村あてに実績報告を行う場合には他の都道府県又は市町村に提出してください。
- (5) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておいてください（任意の様式で可。）。
- (6) サービス区分別、所在地区別別の提出先は次のとおりです。

サービス区分	所在地区分	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に所在する事業所・施設	左記以外の市町村に所在する事業所・施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス事業所 ・ 介護予防サービス事業所 ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等が所在する市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型サービス事業所、施設 ・ 地域密着型介護予防サービス事業所、施設 ・ 日常生活支援総合事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所・施設が所在する市町村 ・ 指定を受けている他の市町村 	

- (7) 実績報告書の内容が算定要件に該当していない場合又は実績報告書が提出されない場合には、当該年度分として支払を受けた加算の全額について返還を求められることがあります。
- (8) 法人の合併により、合併前の個々の法人ごとに定めていた計画に変更が生じる場合には、合併の形態によっては、合併後に修正した計画の再提出が必要になる場合があります。

7 問合せ先

電話045-210-1111（代）

高齢福祉課福祉施設グループ

内線4851～4855

保健・居住施設グループ

内線4856～4859

在宅サービスグループ

内線4841～4843、4824

●郵送用あて名ラベルとして御利用ください。

231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県高齢福祉課
介護職員処遇改善係行

※該当するサービスに○印を付けてください。

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所生活介護、
介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護医療院
サービス、
介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防
短期入所生活介護、
介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護

※封筒には、法人名、所在地を必ず明記してください。